

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(1) 運営に関する基準					
①	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者の被保険者証について、記載が不十分な事業所が多数あった。	対象介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している事業所の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。	○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「市条例」という。)第116条第1項ほか	・入居の年月日は記載できているが、退居の際の記載を失念している事業所が多数ありました。併用できないサービスがあるので、入居日、退居日は共に記載をお願いします。また、退居の際は退居の年月日を記載し写しを保管してください。
②	全サービス共通	日常生活において通常必要となるものに係る費用について、一律に徴収している事業所が多数あった。	介護事業者は、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものに係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 また、身の回り品として日常生活に必要なものについて、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。	○市条例第117条第3項及び第4項 ○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)	・日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、あいまいな名目ではなく具体的な名目で料金を徴収してください。また、全ての利用者に対して一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないため、個別に対応が必要な場合は、個別に同意を得て料金を徴収してください。
③	全サービス共通	運営規程を変更する必要があるが、変更していない(変更届出書を提出していない。)事業所が多数あった。	介護事業者は、運営規程に変更があったときは、変更届出書により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	○市条例第60条の12第2号ほか ○大村市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(以下「市規則」という。)第3条	・運営規程について、従業員の員数が増えた場合は届出が必要ですが、「○人以上」と記せば、その員数を満たしていれば届出の必要がなくなります。ただし、管理者や計画作成担当者など資格要件がある職種については運営規程の変更とは別に変更届が必要となりますので、注意が必要です。
④	全サービス共通	サービスの提供に係る記録の保存期間が誤っている事業所が多数あった。	介護事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	○市条例第80条第2項ほか	・介護保険法では2年となっていますが、大村市条例では5年間保存となっていますので、5年間保管してください。運営規程だけでなく、契約書、重要事項説明書も記載の誤りが多くありましたので、再度確認をお願いします。
⑤	全サービス共通	個人情報に関する同意について、利用者の家族の同意を得ていない事業所が多数あった。	介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	○市条例第36条第3項ほか	・介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を介護保険専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、利用者と家族双方の個人情報を取扱います。利用者の個人情報の同意は得られていたが、家族の同意については文書で確認できない事業所がありましたので、あらかじめ、文書により利用者及びその家族から同意を得てください。
⑥	・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護	勤務体制の確保等について、勤務表の記載が不十分な事業所が多数あった。	勤務体制の確保等においては、介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。	○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)	・月ごとの勤務表は作成されているが、常勤・非常勤の別が明確でなかったり、併設の介護サービス事業所の勤務が記載されていたり、それぞれの人員基準について確認し難い状況の事業所が多数ありました。各サービスに求められる人員基準等について、基準違反を行うことがないよう各事業所ごとに適切に管理してください。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
⑦	・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護	個別サービス計画の作成について、基準を満たしていない事業所が多数あった。	介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成しなければならない。 個別サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 介護事業所の管理者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 介護事業所の管理者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。	○市条例第60条の10第1項～第4項ほか	・当該計画が作成されていない事例や、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境が把握されないまま作成された計画が散見された。また管理者ではない者が作成し、交付している事例も確認された。管理者が正しく計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付した上でサービスを提供してください。また利用者に説明し同意を得て交付したことが分かるよう記録を残してください。
⑧	・認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画の作成について、基準を満たしていない事業所が多数あった。	共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。	○市条例第119条第1項、第3～6項	・計画作成担当者以外の職員によって利用者の心身状況等の把握や認知症対応型共同生活介護計画の作成、利用者又はその家族に対する当該認知症対応型共同生活介護計画の説明、同意、交付が行われている事例が散見されました。また、利用者の状態に変化がみられた際において、認知症対応型共同生活介護計画の変更が行われていない事例が確認されました。本来これらの業務については計画作成担当者が実施すべきものであるため、当該認知症対応型共同生活介護計画の変更を含め、今後は計画作成担当者が実施し、当該計画におけるプロセスを順守し変更を行った場合は、改めてその内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。
⑨	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護計画の作成について、基準を満たしていない事業所が多数あった。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。	○市条例97条第1項、第3～6項	・介護支援専門員以外の職員が当該計画を作成している事業所がありました。また当該計画について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た記録及び交付の記録について確認できなかった事業所が散見されました。 当該計画は介護支援専門員が作成、説明、同意、交付の一連のプロセスを行い、またその記録を残すようにしてください。
⑩	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護の月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について、該当しない場合に、日割り請求をしている事業所が多数あった。	指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、365日利用者の居宅生活を支援するものである。 利用日が少ないとのことで介護報酬の日割り算定を行っていた利用者がいたが、月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について確認し、対象事由に該当しない場合は、月額包括報酬で算定すること。	○市条例第82条 ○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その6) I 資料9月額包括報酬の日割り請求にかかる適用	・月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について確認しておらず、事業所独自に日割り算定している事業所が散見されました。WAMNET内のサイト内検索で「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」と検索すると、サービスごとに適用事由が掲載されていますので、再度確認をお願いします。また、指摘事項で散見された利用日が少ない利用者等については、そのサービスが適正か、プランやサービス内容を見直し、他のサービスも含めてご案内するなどの対応が必要になります。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(2) 介護報酬請求(加算・減算)に関する基準					
①	全サービス共通 (介護職員処遇改善加算)	介護職員処遇改善計画書について、全ての介護職員に周知していない。	処遇改善加算について、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 貴事業所では、処遇改善加算の概要は確認できたが、計画書を全ての介護職員に周知したと判断できる記録が確認できなかった。貴法人の全ての介護職員に周知すること。	○大村市指定訪問サービス及び指定通所サービスに要する費用の額の算定上の留意事項に関する要領(以下「市算定要領」という。)第2の2の(10)ほか ○厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省令第95号)第130号において準用する第48号ほか	・介護職員処遇改善加算の対象となる全ての介護職員に周知することが必要です。 ・介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算についても、介護職員処遇改善加算と同様に、対象となる全ての職員に周知する必要があります。また周知するとともに、その記録を保管してください。
②	認知症対応型共同生活介護 (看取り介護加算)	看取りに関する指針について、利用者及びその家族に同意を得ていない事業所が多数あった。	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていなかった。	○厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)三十三 ○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)	・入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容について説明し、同意を得ている記録を確認できなかった事業所がありました。看取りの同意は、看取りの開始時ではなく、入居時に得てください。
		看取り指針の見直しの検討の記録がない事業所が多数あった。	医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。		・看取りに関する指針について、適宜見直しが必要です。見直しの検討の記録も保管してください。
		看取り介護加算を算定できる利用者として判断できる記録が確認できない事業所が多数あった。	指定認知症対応型共同生活介護における看取り介護加算を算定できる利用者については、次のイからハまでのいずれにも適合している利用者となっている。 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。		・適合している利用者と判断できる記録を保管してください。 看取り介護加算は基準を満たすための要件が多いので、加算を算定する事業所は再度確認を行ってください。